

(第一類 第十号)(附属の二)

第六回 国会
衆議院
水産委員会公

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

上册

實長 石原
眞吉君

夏城源三貢
理事松田 鐵藏君
理事佐竹 球一君
理事砂間 新市君
理事林 一良君
好次君

理事小松 勇次君 理事早川 崇君
押谷 富三君 小高 烹郎君

川端佳夫君
田淵光一君
高木松吉君
玉置信一君

富永格五郎君
中西伊之助君
水母彦治郎君
中原 建次君

方野彦治良君
山原 俊次君

組合連合會長
寺田省一君
弁護士 小林晋八君
東洋経済新報社

東洋經濟新報社
論說委員會
日本水產労働組合議會

副執行委員長
岡山県漁業組合
連合会長 永井 寛次君

農組富洋
戶漁業
理協同
事稻葉
水哲夫君
猛君

委員外の出席者

本日の会議に付した事件

○石原委員長　これより昨日に引き続き、水産委員会の公聽会を開きます。

第一類第十号 水産委員会公聴会議録第二号 昭和二十四年十一月十七日

水産委員会公聽会議録第二号 昭和二十四年十一月十七日

公 聽 会 議 錄 第二号

メリカの法令などを見ますと、資源の保護ということが第一に取上げられております。日本の今後の漁業のあり方を示すといふ意味からいたしまして、水産資源の保護に重点を置いて進んで行かれることが必要ではないかと考えるのでござります。具体的に申しますれば、水質汚濁防止なども、今までずいぶん叫ばれおりましたが、こりうような点につきましても、この漁業法で、もう少し進んだ規定ができるのではないかと考えられます。さらにもたせつかく調整委員会を設けられるのでありますから、この調整委員会でも、もう少しこういう点に積極的に考えを進めていただくといふうることはできないだらうか。この点が私どもとして第一章について考えられる要点でござります。なおこれも御承のことと存じますけれども、漁業組合というのは、従来その地域における資源の保護というような点についてまで、これを眼目として活動をして來た。漁業権の保有団体ということから生れた漁業組合が、やはり水産資源の保護ということに重点を置いて進んで來たといふことも、見のがせない事実であつたからと思ひますが、現在では漁業組合が経済団体となつて、その方に専念するといふ傾向が強くなつて参りました。従いまして、この調整委員会におきましても、特にこういう点については御検討を願う必要があるのではないかだらうか。漁業法を一貫する指導精神としましても、この点に重点がなければならぬと考えます。

次に第二章の漁業権についてでござりますが、漁業権の定義につきまして申し上げたいと思います。現在では定置漁業、区画漁業、専用漁業、特別漁業、この四つになつております。専用漁業という名前の字が不適当であるというようなことにつきましては、これまでいろいろ論議があつたと思うのでござります。また特別漁業につきましても、この漁業法制定当初におきましては必要があつた。しかしながら時代の変遷とともに、整理の必要があるということは、たゞく論議されておつたと思います。従いまして今後定置、区画、共同漁業ということに改めて行かれようということについては、けつこうだと思ひますけれども、この定置漁業、区画漁業、共同漁業の内容をどうするかといふ点につきましては、この原案におきましては、実情に即さない点があるのでないかと私ども考るのでござります。現在の定置漁業の中でも、御承知の通り第一種、第二種といふ二種類のものには、これはいかななる場合でも定置漁業として通ずるものであらうと存じます。しかしながらその他のものにつきましては、地方的に事情が異なる、あるいは現在においては漁法もかわつて、定置漁業として認めることが適當であるかどうか、といふことをござります。区画漁業につきましても、第三種につきましては、原案の表現の方法がはたしてこれでいいだろかかどうか。極端な例をあげて恐縮でございますが、

鳥付こぎ釣網とうよいうものが指定されでおりますが、かよなごく一部で行われておる漁業を、代表的なものとしてあげることについては、ある特別漁業の性質から来るものもございります。御検討が足りなかつたのではないかといふ氣もするのであります。それから漁業権について第二に申し上げたいことは、免許の手続關係でございます。ともすれば免許の手続といふものは煩雑になりますが、ことに現在の官庁の組織といふことから考えますと、非常に煩雑になるのでござります。同時に責任の所在がはつきりいたしません。従いまして、免許の申請をいたしましても、どこに欠陥があるのか、その責任の所在がはつきりしないので、漁民の不便が多い場合が少くないと存じます。ところが原案によりますと、この点が必ずしも明確でございません。これらも、もう少し責任の所在を明確にして、大事な漁業権の免許を扱うのでござりますから、はつきりしていただきことが必要ではないかと存じます。官庁独善にならぬといふ意味から言つてけつこうであります。もちろん民主的な方法で修正を加えられることについてはけつこうであります。官庁独善にならぬといふ意味から言つてけつこうであります。が、責任の所在だけははつきりしてもらつて、少くも時間的にロスのないようにしていただくことが、必要じやないでらうか。

それから漁業権の第三につきましては、漁業権の規定と漁業許可の規定との不均衡があるのでござります。たとあるのではないだらうか。共同漁業につきましては、原案の表現の方法がはたしてこれでいいだろかかどうか。極端な例をあげて恐縮でございますが、

鳥付こぎ釣網とうよいうものが指定されでおりますが、かよなごく一部で行われておる漁業を、代表的なものとしてあげることについては、ある特別漁業の性質から来るものもございります。御検討が足りなかつたのではないかといふ氣もするのであります。それから漁業権について第二に申し上げたいことは、免許の手続關係でございます。ともすれば免許の手続といふものは煩雑になりますが、ことに現在の官庁の組織といふことから考えますと、非常に煩雑になるのでござります。同時に責任の所在がはつきりいたしません。従いまして、免許の申請をいたしましても、どこに欠陥があるのか、その責任の所在がはつきりしないので、漁民の不便が多い場合が少くないと存じます。ところが原案によりますと、この点が必ずしも明確でございません。これらも、もう少し責任の所在を明確にして、大事な漁業権の免許を扱うのでござりますから、はつきりしていただきことが必要ではないかと存じます。官庁独善にならぬといふ意味から言つてけつこうであります。が、責任の所在だけははつきりしてもらつて、少くも時間的にロスのないようにしていただくことが、必要じやないでらうか。

それから漁業権の第三につきましては、漁業権の規定と漁業許可の規定との不均衡があるのでござります。たとあるのではないだらうか。共同漁業につきましては、原案の表現の方法がはたしてこれでいいだろかかどうか。極端な例をあげて恐縮でございますが、

鳥付こぎ釣網とうよいうものが指定されでおりますが、かよなごく一部で行われておる漁業を、代表的なものとしてあげることについては、ある特別漁業の性質から来るものもございります。御検討が足りなかつたのではないかといふ氣もするのであります。それから漁業権について第二に申し上げたいことは、免許の手続關係でございます。ともすれば免許の手続といふものは煩雑になりますが、ことに現在の官庁の組織といふことから考えますと、非常に煩雑になるのでござります。同時に責任の所在がはつきりいたしません。従いまして、免許の申請をいたしましても、どこに欠陥があるのか、その責任の所在がはつきりしないので、漁民の不便が多い場合が少くないと存じます。ところが原案によりますと、この点が必ずしも明確でございません。これらも、もう少し責任の所在を明確にして、大事な漁業権の免許を扱うのでござりますから、はつきりしていただきことが必要ではないかと存じます。官庁独善にならぬといふ意味から言つてけつこうであります。が、責任の所在だけははつきりしてもらつて、少くも時間的にロスのないようにしていただくことが、必要じやないでらうか。

それから漁業権の第三につきましては、漁業権の規定と漁業許可の規定との不均衡があるのでござります。たとあるのではないだらうか。共同漁業につきましては、原案の表現の方法がはたしてこれでいいだろかかどうか。極端な例をあげて恐縮でございますが、

鳥付こぎ釣網とうよいうものが指定されでおりますが、かよなごく一部で行われておる漁業を、代表的なものとしてあげることについては、ある特別漁業の性質から来るものもございります。御検討が足りなかつたのではないかといふ氣もするのであります。それから漁業権について第二に申し上げたいことは、免許の手続關係でございます。ともすれば免許の手続といふものは煩雑になりますが、ことに現在の官庁の組織といふことから考えますと、非常に煩雑になるのでござります。同時に責任の所在がはつきりいたしません。従いまして、免許の申請をいたしましても、どこに欠陥があるのか、その責任の所在がはつきりしないので、漁民の不便が多い場合が少くないと存じます。ところが原案によりますと、この点が必ずしも明確でございません。これらも、もう少し責任の所在を明確にして、大事な漁業権の免許を扱うのでござりますから、はつきりしていただきことが必要ではないかと存じます。官庁独善にならぬといふ意味から言つてけつこうであります。が、責任の所在だけははつきりしてもらつて、少くも時間的にロスのないようにしていただくことが、必要じやないでらうか。

も漁船の没収ということに至りました。これは私は非常な問題だらうと思ひます。第一條の民主化といふ表題が泣くんじないだらうかと考へられます。罰則があるというだけでも、現在では相当の効果があると思います。訴訟の費用でありますとか、あるいは場合によりますと旅行しなければならぬが、その滞在費、旅費を拂うといふような点から行きますと、貧しい漁民に対するは、これは非常な苛酷な規定ではないだらうか。そのわりに貧しくない漁民にとっては、それほど負担でないといふようなことも起つて来やしないか、これらの点につきましては、この新時代の立法といたしましては、再検討を願う必要があるんじやないだらうかと存じます。

て、なぜ一律に二箇年内に失効させなければならぬのか、そろそろして補償料を拂うといふことはむだではないか、そういうむだな補償料を拂つて、その補償料の埋合せを漁民から免許料、許可料としてとるといふことが、はたして妥当であろうかというような点が考えられるのでござります。のみならず今度の免許料、許可料という点から行きますと、現在の租税関係からいたしましても、なか／＼漁民、漁業者の負担といふものは少くございません。そこへもつて来て、少くも相当厖大な額に上ると予想されるこういう免許料、許可料をとられまして、はたしていかがであろうか。また漁民及び漁業者としたしましても、こういう免許料、許可料を拂うということについて、はたして納得して行けるであろうかといふことが、非常に疑問でございます。この点ぜひ合理的な再検討をお願いいたしたいと存じるのでござります。

五十三條と七十五條と七十六條に、ごく申訳にちよい／＼あるだけであります。せつかく費用を使つて中央漁業審議会を開くといふのに、實質はほとんど審議会の権限といふものはないのだといふようなことはいかがでありますようか。先ほど来申し上げましたように、もう少しこの中央審議会を活用してしかるべきではないかといふ点が考えられます。のみならず、置くにしてもいわゆる官房独善の弊にならぬよう、先ほど来申し上げたような場合におきましては、中央審議会の意見を聞くというようなことが必要ではないだろうか。

それから第八章の内水面の関係につきましては、これは簡単に申し上げますが、特に内水面だけを別にして行かなければならぬという理由が、私どもにはわかりません。實質的に申しまして、從来の觀点から、他の漁業権あるいはその他の規則と同一に扱つていただいて、さしつかえないではないか。特に調整委員会は専門員の制度も認められておりますので、必要がありますれば、そういう制度の活用で足るのではないかどうか、かように考えられます。はなはだ粗雑な公述でございまして申訳ございませんが、以上要點だけについて簡単に申し上げました。

○石原委員長 公述人に対する質疑を願います。

○富永委員 時間がないから簡単に述べになつたと思いますが、寺田さんの公述の中に、定置漁業は資本を有する漁業であるから、この法文でも定置漁業の将来を考えるべきだとお述べになりましたが、寺田さんは定置漁業の将来を、具体的にどういうふうにお考えになつてお述べになつておるか、簡

單に伺いたいと思います。
また慣行入漁の実態をこちらになつて、慣行入漁についてもこの法文を考え直すべきではないかとお述べになりましたが、この二つについてお伺いします。

○寺田公述人 時間の関係で端折りまして申訳ございませんが、定置漁業につきましては、現在の規定によりますと存属期間が五箇年となつておりますが、これは五年では從来言われております漁獲の周期率、そういうものから考えてみましてぐあいが悪いのじやないだらうか、定置漁業免許の最初の年が不漁に当るというようなことにありますと、これは定置漁業の經營に非常な打撃を与える。それから今度は漁民の組織する漁業協同組合にも持たせて行くといふようなことを考へると、金融的な裏づけが何を考えられていいのじやないだらうか、そうしますと、せつかく定置漁業を經營することになりますても、實際上なかなかできないのではなかろうか、そういう立場でございます。

それからもう一つ慣行入漁につまきましては、従来慣行ということで協調と申しますが、漁場秩序が立つておった場合があつたと存じます。そういう場合まで慣行であるからいかぬといふようになりますと、あまり観念的になつて、一律にやりさえすればいいぢやないかあるが、しかばね契約に応じなかつたならば従来の慣行を持つておった人が、それによつて安んじておつたといふ場合に非常に困るんじやない

か。理論上は設定行為ができるといふらになるかしれませんが、それはしきかけた方としかけられた方ということになりますと、受身とそうでない場合とでは、非常に実質的には違つて参ります。しかばな慣行入漁について実質的にめんどうを見てやる必要のない者ばかりかといふことになりますと、そじやないかと思われますのでその点を申し上げた次第であります。

○玉齋(信)委員 寺田さんにお伺いいたします。免許の手続関係において、現在の行政機構の欠陥とでも申しますか、責任の所在が明確でない。これを明確化すべきである。しかも時間的なロスのないようにすべきであるといふお説でありますたが、これをいかようにすればお説の通りになるか、具体的な御説明を願いたい。

第二点は、二箇年に一律に漁業権を消滅させて、むだな補償料をとつて、しかもこれを自安に今の免許料、許可料を拂うといふことは、不合理であるといふ公述でありますたが、これにつきましても同様に、しかばないかにすればこのむだを廃し、合理的に行い得るかということを、具体的に説明を願いたいと思います。

○寺田公述人 最初の点につきましては、原案の規定によりますと、都道府県知事がそれ／＼許可をされる。しながら調整委員会の意見を個々について聞かなければならぬ、こういふふうになつております。そういうたまつて、知事が許可をするについては大体許可の方針等が確立しておれば、方針に合ひものほど／＼許して行つて、

簡素化されるのではないだろうか、同時にまたそれ／＼責任の所在がはつきりするということになるのではないかと考えます。

それから第二の点につきましては、先ほども言葉があるいは足りませんで、今度の改正案によりましては、従来の漁業権と同一内容で存続するものが少くないと思います。そうしますと、少くもそういうものについてはこれは補償の必要がないのではないか。一律に二年に切るというようなことが、これは何かその点にむりがあるのではないか。実質上、たとえば適格性の条件に該当しないような人が持つておるというような場合には、これはやむを得ないところであろうと存じます。その場合に補償といふことも、現在の憲法からいたして当然だらうかと存じますが、しかしながらそれ以外の場合も、むりにそれだけの手数をかけなければならぬかどうか。そしてそれだけの補償料を拂わなければならぬかどうか、この点は私必要がないのではないかと考えるものであります。

○玉置(信)委員 さらに重ねてお伺い

しますが、そうすると二箇年間に全面

取消ではなくて、新法においても当然

に認められるべきものは、そのまま受け

るのであるから、そうした複雑なこ

の適格性といふもののがいろいろ

お説ですが、そうしますと、補償料を

拂つて整理すべきものは、どのような

漁業権を整理するのか、具体的に何か

おありのように伺いましたが、その点

率直に、もう少し広汎にわたつて御意

見があれば承りたいと思ひます。

○寺田公述人 ただいまの点につきま

しては、私原則を申し上げれば、新し

い法律によつても存続するものについ

ては、これはいいじやないかといふこ

とを申し上げたのでござりますが、さ

らに具体的にと申しますと、やはり適

格性の点から見て、たとえば不当な集

中があつたというような場合には、こ

れは現在から見ても、何とかもう少しあ

るが、これは許可の方にはございません。ところでこの漁村の民主

化を阻害するということは、一体どう

いう意味であろうか、これは私として

も、特にまた一般漁業者については、

解ができるかどうか疑問と存じま

す。それから順位の問題でござります

が、順位につきましては、御承認の通

り具体的に申しますと、いろいろ地方

の実情あるいは漁業の種類といふよう

なものについて異なつて来る存じま

す。またそれが実際に合うのぢやない

かと存じます。それを抽象的な基準で

きめて行くことは困難ぢやないだろ

うか、こういふ点は、むしろせつかく調

整委員会もできることでありますか

かと存じます。それと抽象的に基準をきめて行くことは困難ぢやないだろ

うか、こういふ点は、むしろせつかく調

整委員会もできることでありますか

かと存じます。それと抽象的に基準を

きめて行くことは困難ぢやないだろ

</div

の中に法律の目的に沿わぬ事業を営むたる規定を置きましたが、必ずや争いの原因になつて来ると存ずるのであります。だから、その協同組合が自分の管理と認められた漁業以外の自営というものは禁止する方がよろしくと存するのであります。いまして、現行法のその点の優先順位に関する問題と、協同組合法の改正案との條項の削除によりまして、その目的は達する所存じます。特にこの点は協同組合の過度の推進の規定と存じますので、削除した方がよろしいのではないかと思います。どうしてそれを実現する結果騒々しくなれば、むしろ漁業の衰頼を招くと思うのであります。

なお急ぎますが、いわゆる許可漁業と大臣許可漁業に対しましては、他の資源保持の関係とともに委任命令になつておりますが、何でも官庁でできるような條項に相なつておるのであります。しかし許可漁業に対しましては、これから生じまする調整委員会の機能の介入を保障されることは必要と存じます。現にウエートを増し、将来非常に多く増すところの漁業の大半に対しまして、民意の介入の必要が生じて来る存じます。しかも資源の保持及び増殖の関係における養殖問題に対しても、同様の関係を考慮されまして、これは委任命令で出て来るかも知れませんが、委任命令に盛り切れない部分が必ずや出て来ると思ひますから、その点に關しまして、民意発揚の機関の介入を保障することを考慮していただきたいならば、将来の日本の漁業が大へんよろしくなるのではないかと存じます。

簡単ながらこれだけ申し上げます。

○石原委員長 小林君に対する質疑を願います——質疑はないようであります

○原田公述人 私は東洋経済新報社の論説委員をしております原田であります。漁業法案というものが、なんでも聞きますと、昭和二十一年の十一月から練られており、議会では今年の五月に提出されて、今まで繰り審議されています。その内容は農地の開放にも比すべき重要なものであるにもかかわらず、ほとんど世間一般の人はこれを知らないのであります。われく言論機關に身を率ずる者も、この漁業法案なるものをほとんど知つてゐる者はない。新聞誌はもちろんのこと——もちろんと言つては悪いですが、これを論じあるのは取扱はない、この実情は私は非常に遺憾だと思います。むろん日本の漁業というものが非常に複雑怪奇なる組織と仕組みを持つておる、そしてまたしきうとにはなか／＼わからないといふ事情もあるとは思います。しかし政府なり国会なりのこの関係者が、もう少し強く世論に訴えるという意図が乏しいのではないか、かようにも私は考えております。この点は今後とも大いに留意されたい、さように考えております。

第二に、この法案でありますが、私は別に漁業専門ではありませんし、よくまかしいことは存じません、しかし大体のねらいはこれはたれが見てもけつこうなものであります。とにかく漁業の複雑であり、しかも非常に遅れた生産関係を近代化して、漁業の生産力を伸ばされるというのでありますから、これは何人も反対できないのであります。その意味においていのであります、こまかい技術的な点は抜き

置漁業その他におきまして、この点が非常な問題になる。そういう封建的な漁業というものを近代化する場合に、はたして協同組合主義がよいかどうかということは、相当な問題であります。私はそれはその事業に応じて、近代的な経営あるいは会社経営もよろしいのでございましようし、あるいは個人経営でもよい、と思いますが、ともかく近代的な資本主義的な経営というのもにも門戸を広く開く、それでなければこの漁業の生産力の発展というものには、阻害されるということをおぞれております。その点が私が申し述べたい重要な点がボイントであります。その他技術的に言えば、いろいろこまかい点はありますしようが、私はしろうとですからそいうふことをこまごと申し上げることを差控えます。今申した免許可の優先順位條件といふものをつと簡素化して、この調整委員会にまかせる、そして協同組合優先主義というものにあまりとらわれないということを考え、この法案を改めるがよくなつか、かようによく考えております。しかしながら大体のこの法案の構想といふものは、先ほど申した通りけつこうでありますから、あまり利害関係にとらわれて、いつまでもこねくりまわすところなく、どうせ通さなければならぬものならば早く通して、もつと重要な問題が今日漁業に起っております。ことに昨年来漁業の不況といふものが一般的に見舞つておりますと申しますと、日本の漁業はいわば危機に瀕しておりますと見えます。そういう際でありますから、この法案にばかりとらわれて、いたずらに不安と混乱と、しかも労力を費す

ということなく、何とか適当な修正を加えて国会を通して、もつと重要なところの金融対策あるいは保険、税金などを大きく開いて力を注がないと、法案を立てて、やつておる間に、日本の漁業が萎微してしまって、いろいろなことになつては、取返しがつかないので、なかなかうか、こういうふうに考えておられます。またこの法案ができるまでも、そういう他の重要な施策が伴わなければ何にもならない、仮つくつて魂入れずに終るのでありますから、そちらで終りたいと思ひます。

すなわち私の反対の趣旨は、第一に、第三章に指定遠洋漁業、第四章に漁業調整について定められていますが、現在沖合を荒しまわり、沿岸漁業の不漁の原因となつてゐる底びき船、トロール船の規則無視、濫獲を阻止し、沿岸漁民保護のため最も必要な許可漁業の制限、取締りには、まったく手がつけられていないことあります。

第二には、第十六條に定置漁業権の免許優先第一順位に漁業協同組合が置かれております。新しく定置を操業するには一統三、四千万円もかかる多額な資本を要するのですが、水産業協同組合法にも本法案においても、何ら資金資材の保障をされていない漁協組が、かりに法の上で第一順位に置かれても、経営の能力がないために、実際に漁業権といふものは漁業協同組合の前を素通りいたしまして、経済能力のある資本家の手に無事に納まる、こういふ仕掛けありますて、これではなく、眞に働く漁民、漁業労働者は、漁業から見放されまして、漁村經濟はきわめて少数の者に握られ、やがては巨大漁業資本の傘下に集中せられることは明らかでありますて、漁民の生活はますます苦しくなつて来ることだらうと存ずるのであります。

第三には、六條を拜見いたしますと、現在の専用漁業権から浮魚をはずしまして、これを許可漁業にするようになつておりますが、御存じの通り浮魚は零細漁民の唯一の生活のかたであります。これが、資金、資材を多く持つ者にも、許可によつてどんくつれると、ということになりますと、貧弱な漁

具しか持つておませんところの漁民は、まったく傍観するよりほかはない、いたずらに手をこまねいて餓死を待つのみであります。これが民主化であり、生産力の向上であるとするならば、資本家にとつて都合のいい民主化であり、都合のいい生産力の向上であると存ずるのであります。

以上三つのことは、まさに漁業権を漁民の手から奪いまして、これを資本家の手に与えることあります。私は零細漁民、労働者を代表いたしまして、このような法律がつくられることに反対するものであります。

次に、第四番目いたしまして、第五章第七十五條に、消滅する漁業権の補償と行政費用に充てるために、許可料、免許料を取立てることが定めていますが、この許可料、免許料は、私の考え方では、まったく税金にひとしいものであります。行政費用が国家財政から支出されないで、豊凶常ない漁業のみから取立てられ、その額も三百億円ぐらいに上るのはないかといふうに承つておりますが、これは最も悪質な税金であろうと存するのであります。しかも政府の補償証券が移転、質入れ、担保等が禁止せられるそうです。ですが、これでは漁民は、まるで無償で漁業権を召し上げられ、今でも苦しんでいる重税の上に、免許料、許可料の負担が加重されることになるのです。ありますから、まるで零細な漁民や、漁業労働者は、税金をとりに海に出かけるようなものになるだらうと存するのであります。

第五に、第六十六條以下に定めてあります、海区調整委員会が、新しい漁業権の設定、配分のことをまかされる

のであります。これはよせん諮詢機関であります。決定権は知事が持つことになつております。しかもその委員のうちの三人は知事が任命するのであります。現在行われておりますところの、漁業協同組合やその連合会の役員の選舉に見られますように、不公正の方法や、その他の妨害的な行為によつて、働く者の眞の代表が選出することが妨げられておる実情があるであります。この委員会の選挙におきましても、各階層別の選舉が行われるでなければ、一部の者の利益を代表する者が選ばれ、民主化的の方面のもとで、官僚とボスの結託が行われることになると考えるのであります。

次に第六番目といたしまして、第十四條第一項、第五十七條第二項に、両方にわたりまして、定置漁業、区画漁業の免許、指定遠洋漁業の許可、起業の認可についての適格性を有する者は、労働に関する法令の悪質の違反者でない者、こういふふらな規定がございました。また第十六條、第十七條、第十九條、第六十四條には、労働條件なる文字が使用せられております。このようになりますと、いかにもこの法案が働く者を保護するかのとき印象を与えておるのであります。が、何らその具体的な内容について触れておらないのであります。現在漁業における使用者が、働く漁民、漁業労働者を、どのような方法で取扱つてゐるか、歩合賃金というところの決して經營者の損をしないような賃金制度を利用いたしまして、また封建的な主従關係を利用してしまして、労働者を搾取しておるのであります。ある者は、労働組合を結成

せんといたしました漁業労働者に対し
まして、これを彈圧し、その指導的に
活動いたしました者を解雇いたします
とか、あるいは、これは静岡県の例で
ありましたが、労働委員会の呼出しに
対して経営者が出頭しない、というよう
な者ささえおるのであります。その他各
地におきまして、解雇や告も手当もま
つたく出さないで、いきなり即日解雇
をしたり、あるいはまた当然加入資格
のある協同組合に、労働者の加入を拒
否いたしましたり、あるいはまた難破
のために死亡いたしました船員諸君の
家族の生活保障をしなかつたというよ
うな実例もあるのであります。あるいは
はまた労務配給物資を横領いたします
て、てんとしてはじないような者など、
いろいろこの問題につきましては、
全国津々浦々におきましてはなはだし
いことが行われております。
労働組合をつくらましても、団体交渉
を拒否するといふようなことは、まつ
たく朝飯前のことでありまして、この
ような現状をもつてしまして、實に労
働法規の惡質な違反者に免許、許可を
しないということになりますると、私
の考へでは、わが国の漁業経営者の中
には、一人としてこの免許、許可を受
ける者がなくなるのではないか、こう
いうふうに考へるのであります。従つ
て漁業の民主化を目標とするならば、
労働條件の具体的な内容と、法令違反
者に対する懲罰規定を定めることが最
も必要なことであります。さもなければ
ば、このように非常に抽象的な規定、
ただ字が書かれておるだけということ
では、まさに半頭を掲げて狗肉を売る

以来、全国の漁村に現地公聴会を開きまして、菊池君のように水産関係の一社に事務をとつておられる立場でなたわけあります。私どもは第五国会君の意見を徴しまして、その意見に基いて本案の審議に当つて来たのであります。これら全水労の傘下にある一部極左的漁民の声を、全日本の漁民の声とは、われくは認定できないのであります。私どもはさらに広い視野から、いかにして現状に即した、漁業の実態に即した、しかもわが国の民主化と漁業生産力の発展を、混乱なく、秩序を立てて、一步々々改革するという民主的な法案をつくることに専念いたしているのであります。先ほどの小委員会の案を反動呼ばわりされたことは、きわめて重大な責任ある發言と思ひます。しかし、その法典のどの点を具体的に指摘しているか。その点の御意見を求めるのであります。

次に小委員会案あるいは民自管案に對しまして、私が反動的である」と、う申し上げましたことにつきまして、具体的にどういうところが反動的であるかといふように御質問ございましたが、新聞紙上に報せられました個々の條文について、こまかくこれを申し上げる必要はございませんが、先ほど私が……「具体的に言えばいいのだ」と呼びました他の発言する者あり

われて不満足であります。何ら案の内容を検討せざして、一部の者に示唆されたりをすることは、きわめて迷惑千万であり、私ども小委員に対しても重大なる侮辱であります。このよだんな公式の国会の公述人として、何ら根拠なき暴言を吐くに至りましては、言語道断であります。私どもは国会の権威のために、本公聽会においては、具体的な事實に基いて発言されることを特に警告いたすものであります。

○川村委員 先ほどから菊池公述人は働く漁民と言つて、その働く漁民に与えるということについては、私もあるたとある程度まで意見が一致しております。ただ働く漁民という解釈をあなたにお問い合わせますが、いわゆる漁業に従事する者、それから漁業の労働に従う者を、私は働く漁民と考えているのであります。この点について、解釈はどうであるかということを伺いたいのであります。

次に先ほどから小委員会案云々とか申しておりますが、一步譲つて砂間君の言われるように、すなわち出席しない議員の言われるよう、小委員できまつておつたとか、おらない、ということをないといたしましても、またあつたといたしましても、ただ許せないところは、民自党案だとあなたが御解釈になつておる点であります。私は民自党的水産部長であり、しかもこの法案に対する審議委員会の委員長であります。まだ一度も私はこの法案に對して、民自党としての立場から協議もしたことはありません。すなわち今公聽会が済んだあとで民自党で取上げようといつてお

自党がそうした法案を取上げたことはありません。従つてその新聞に明かにそうした民自党案と言つているかどうか、もし民自党案でないとして、それを民自党案なりと君がここで言辭を弄するならば、この点においても、私は十分君を責めなければならぬと思いますが、この点について明かにしたいと思います。

○砂池公述人 第一の御質問につきまることは、先ほど御質問に対しまして私がお答えした通りであります。

第二の問題につきましては、私は公述の中で、はつきりと十一月八日の日本経済新聞に民自党修正案が出てゐる、こう申したのであります。実際に民自党の中などでいろいろうぶうな取扱いがされておりますか、私は門外漢であるから存じません。また水産小委員会修正案というものが日本水産新聞の十一月十一日に出ておりましたので、この記事について私の意見を申し上げたのであります。その他のことにつきましては、私の知らないことなのでありますて、お答えすることができないのであります。

○砂間委員 ただいまは漁業法案並びにその施行法案についての公聴会で、公述人がら意見を聞いてるのでありまして、この法案の審議からあまりにかけ離れましたよな、なにかイデオロギー的な質問、あるいは漁民の定義とか、働く漁民はどうだとかいうふうなことは、全然法案に関係ないとは申しませんけれども、大体そういうふうなことは常識で考えればわかつてゐる

ことありますから、そういうふうなことに、あまりこの貴重な時間をさくにしまして、そのときにも委員長は、この点についていろいろ意見もあるようだけれども、これはあとで十分討議することにすると言つて、保留されておるのであります。きのうも私はつきり申し上げておりますように、小委員会案と言つても、小委員会は全員一致でまとまつた案ではない。私は当時十日には出席しておりませんでしがれども、それ以前から審議の過程においても、はつきりと反対の態度、意見を述べて來ておるのであります。またあとで川村委員に対しまして、いかにも小委員会でまとめた意見であるかのように取上げられると、いふことは、好ましくないと思ひますから、そういうふうな点についても、発言をされる方は気をつけていただきたいということを希望いたします。

小委員会の案はどうだ、というような批判的なことが出たから、それはたださなければわれ／＼全委員の名譽に関する

ことである。そのゆえに私は発言を許したのでありますから、その点を御了承を願います。

○奥村委員 どうも少しこの公聴会が、公聴会の趣旨にもとるような運営に行きそうになりますので、こ

の点を委員長にお願いを申し上げたい、と思います。公聴会はわれ／＼水産常任委員が、あるいは言いかえれば国会が、国民各階層のあらゆる面において実際に働いておられる方々、また学識経験者の方々から、この法案に対し、いろいろな面から率直な御意見を譲り承つて、これをわれ／＼審議のために参考にする建前のものであります。従つて全国各地からお越しになつた公述人の方々に、自由に御発言を願つて、それを承る。これが公聴会の趣旨であると存じて、その御発言の事柄がどういうことであろうと、一応われわれは譲り承つておられる。こういうことでなければ、この公聴会としての権威は保てない。あるいはわれ／＼の一部の方々の御意見に反するようなことがあつても、これは譲り承つておられる。公述人の方が事実に反すること、間違つたこと、それは訂正していただきなければならぬと思う。しかしこれに對して議論をふづけたり、それがために後々の公述人、参考人が言つたことが言えないということになつてもいかぬので、要するに私は、もう少し大人になつて、譲り承つて置く。こういう点について今少しく反省すべきだと思います。その意味において委員長の議事の整理をお

願いします。

○石原委員長 ただいま奥村君の御意見によりますと、われ／＼委員会は、

許したのでありますから、その点を御了承を願います。

○奥村委員 どうも少しこの公聴会が、公聴会の趣旨にもとるような運営に行きそうになりますので、こ

の点を委員長にお願いを申し上げたい、と思います。公聴会はわれ／＼水産常任委員が、あるいは言いかえれば国会が、国民各階層のあらゆる面において実際に働いておられる方々、また学識経験者の方々から、この法案に対し、いろいろな面から率直な御意見を

譲り承つて、これをわれ／＼審議の

ために参考にする建前のものであります。従つて全国各地からお越しになつた公述人の方々に、自由に御発言を願つて、それを承る。これが公聴会の趣

旨であると存じて、その御発言の事柄

がどういうことであろうと、一応われ

われは譲り承つておられる。こういうこ

とでなければ、この公聴会としての権

威は保てない。あるいはわれ／＼の一

部の方々の御意見に反するようなこと

があつても、これは譲り承つておられ

る。すなわち言いかえれば、定置漁業

者が働く漁民でないか。こうしたよう

な意味をとつて聞いておるのではありま

せん。不穏の点がありましたならば、適

当に御処置あらんことをお願いいたし

ます。

○菊池公述人 定置漁業の場合につい

て申しますと、実際に定置漁業をやり

ますで、網を引いたりあるいは魚をと

つたりする者は、明かに乘子であります

。そして漁業権者あるいは經營者とい

うものは、大体一人か二人であり

まして、現状をもつてするならば、大

体自分では魚をとつてないのであり

ます。私が公述において最も対象とい

たしましたのは、こういふうな定置

漁業に乗り組んで、実際にまつ黒にな

つて働いている人たちのことについて

申し上げたのであります。

○川村委員 そうちますと、経営者は

自らは一度も取上げたことがないと

いふことだけは、この席からはつきり

申上げておきます。従つてもしその

新聞がそういうふうな発表をあります

たとするならば、もちろん新聞にも

尋ねて見ますが、もしそのことが新聞

に明らかになつておらないとすれば、

まさに菊池公述人のつくりごとである

から、その責任をいかにするかといふ

ことはあとで取上げたいと思います。

○川村委員 先ほど民自党案だと、

あるいは小委員案とかいうことで論ぜられておりますが、民自党案でない。

民自党は一度も取上げたことがないと

いふことだけは、この席からはつきり

申上げておきます。従つてもしその

新聞がそういうふうな発表をあります

たとするならば、もちろん新聞にも

尋ねて見ますが、もしそのことが新聞

に明らかになつておらないとすれば、

まさに菊池公述人のつくりごとである

から、その責任をいかにするかといふ

ことはあとで取上げたいと思います。

○川村委員 そうしますと、経営者は

働く漁民でない。私のようにこれまで

この通り働く経営もして来た人が漁

民でないと否定するならば、北海道の

例をとりますと、あなたが先ほどたん

かを切つて、私は全国を歩いたと言わ

れたが、それはただ口先であつて、実

際には調査研究をしておらないのである

から、これ以上責めません。私の解釈

では、みずから経営するものは立派に

働く漁民であると解釈しております。

○夏堀委員 ただいまの菊池公述人の

いろいろ／＼御意見に対して、委員側か

らのいろいろ／＼な意見が出たように、こ

の問題は、実際にこの法案の中心を離

され何かしら他に目的があるような感

じもいたすのであります。これ以上こ

の問題を繼續することはどうかと思いま

す。

○中原委員 議事進行について、ただ

いまの菊池公述人の御公述に対して、

いろいろ／＼御異論が出ておられます

が、ことに不穏當な、あるいは不穏な

言葉があれば云々といふようなことは、今後公聽会のよ

る。すなわち言いかえれば、定置漁業

者が働く漁民でないか。こうしたよう

な意味をとつて聞いておるのではありま

せん。不穏の点がありましたならば、適

当に御処置あらんことをお願いいたし

ます。

○小松委員 たゞいま漁業権を与える

について、漁業調整委員会に決定権を

与えるといふようなお話をありました

が、この漁業調整委員会を、諮問機関

でなくて決議機関にしろといふ意味で

ありますか、あるいはまた漁業調整委員

会に決定権を与るということは、海区

に決定権を有するということは、海区

漁業調整委員会を指して言うのである

か、連合漁業調整委員会を指して言う

のであるか、その点を伺います。

○菊池公述人 私が申し上げますこと

は、この法案にもありますように、最

終段階としましては海区調整委員会に

ありますては、知事が決定権を持つよ

うになつております。これを改めまし

て、海区調整委員会が知事が持つてい

るところの決定権を持つ。こういう意

味であります。

○菊池公述人 許可権、免許権を調整委員会が持つといふことの意味になるの

ですか。

○小松委員 許可権、免許権を調整委員会が持つといふことの意味になるの

ですか。

○菊池公述人 その通りであります。

○石原委員長 お詫びします。菊池君の

発言の中に、もし穏當を失くことがあれば、速記録を調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる主義で処置をしたいという意味で申し上げた次第であります。御了承願います。

○石原委員長 委員長の意見をちよつと中原さんに申し上げておきます。どう

いうふう不穏なことが述べられても、そ

れを処置ができないということも困る

と思うのであります。私は処置すると

か、厳罰主義とかいう意味ではなく、

速記録を調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる

主義で処置をしたいという意味で申し

上げた次第であります。御了承願います。

○奥村委員 開頭長の意見をちよつと中原さんに申し上げておきます。どう

いうふう不穏なことが述べられても、そ

れを処置ができないということも困る

と思うのであります。私は処置すると

か、厳罰主義とかいう意味ではなく、

速記録を調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる

主義で処置をしたいという意味で申し

上げた次第であります。御了承願います。

○菊池公述人 その通りであります。

○石原委員長 お詫びします。菊池君の

発言の中に、もし穏當を失くことがあれば、速記録をよく調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる

主義で処置をしたいといふ意味で申し

上げた次第であります。御了承願います。

○菊池公述人 その通りであります。

○中原委員 議事進行について、ただ

いまの菊池公述人の御公述に対して、

いろいろ／＼御異論が出ておられます

が、ことに不穏當な、あるいは不穏な

言葉があれば云々といふようなことは、今後公聽会のよ

る。すなわち言いかえれば、定置漁業

者が働く漁民でないか。こうしたよう

な意味をとつて聞いておるのではありま

せん。不穏の点がありましたならば、適

当に御処置あらんことをお願いいたし

ます。

○小松委員 たゞいま漁業権を与える

について、漁業調整委員会に決定権を

与えるといふようなお話をありました

が、この漁業調整委員会を、諮問機関

でなくて決議機関にしろといふ意味で

ありますか、あるいはまた漁業調整委員

会に決定権を有するということは、海区

に決定権を有するということは、海区

漁業調整委員会を指して言うのである

か、連合漁業調整委員会を指して言う

のであるか、その点を伺います。

○菊池公述人 私が申し上げますこと

は、この法案にもありますように、最

終段階としましては海区調整委員会に

ありますては、知事が決定権を持つよ

うになつております。これを改めまし

て、海区調整委員会が知事が持つてい

るところの決定権を持つ。こういう意

味であります。

○菊池公述人 許可権、免許権を調整委員会が持つといふことの意味になるの

ですか。

○小松委員 許可権、免許権を調整委員会が持つといふことの意味になるの

ですか。

○菊池公述人 その通りであります。

○石原委員長 お詫びします。菊池君の

発言の中に、もし穏當を失くことがあれば、速記録をよく調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる

主義で処置をしたいといふ意味で申し

上げた次第であります。御了承願います。

○菊池公述人 その通りであります。

○中原委員 議事進行について、ただ

いまの菊池公述人の御公述に対して、

いろいろ／＼御異論が出ておられます

が、ことに不穏當な、あるいは不穏な

言葉があれば云々といふようなことは、今後公聽会のよ

る。すなわち言いかえれば、定置漁業

者が働く漁民でないか。こうしたよう

な意味をとつて聞いておるのではありま

せん。不穏の点がありましたならば、適

当に御処置あらんことをお願いいたし

ます。

○菊池公述人 たゞいま漁業権を与える

について、漁業調整委員会に決定権を

与えるといふようなお話をありました

が、この漁業調整委員会を、諮問機関

でなくて決議機関にしろといふ意味で

ありますか、あるいはまた漁業調整委員

会に決定権を有するということは、海区

に決定権を有するということは、海区

漁業調整委員会を指して言うのである

か、連合漁業調整委員会を指して言う

のであるか、その点を伺います。

○菊池公述人 その通りであります。

○石原委員長 お詫びします。菊池君の

発言の中に、もし穏當を失くことがあれば、速記録をよく調べた上で、その点があれば

取消すといふか、いわゆる穏やがなる

主義で処置をしたいといふ意味で申し

上げた次第であります。御了承願います。

○菊池公述人 その通りであります。

○中原委員 議事進行について、ただ

いまの菊池公述人の御公述に対して、

いろいろ／＼御異論が出ておられます

が、ことに不穏當な、あるいは不穏な

言葉があれば云々といふようなことは、今後公聽会のよ

る。すなわち言いかえれば、定置漁業

者が働く漁民でないか。こうしたよう

な意味をとつて聞いておるのではありま

せん。不穏の点がありましたならば、適

当に御処置あらんことをお願いいたし

ます。

○菊池公述人 たゞいま漁業権を与える

は、委員会は笑われます。それでもし
取消すならば、公述人を呼んで、公述
人の自発的取消しを要求すべきである
と思います。

○石原委員長 それはあなたの聞き違
いです。もう少し冷静になつてください
い。これは速記録を調べて、不穏な事
件があつたならば、その処置につい
て委員会に御相談をして、その処置
をする。その場合は、公述人が取消し
の要求に応じなければ、応じない処置
をとらなければならないし、また取消
しに応すればそれでおろしい。こうい
う意味であります。

○奥村委員 その意味であれば了承し
ます。

○砂間委員 先ほど來の質疑の経過を
見ますと、何か責任を追求するとか、
あるいは不穏な発言といふような言
葉がかわされておりますが、そういう
ことをあまりに問題にされると、せ
つかく全国からおいでをいたしまし
た公述人の自由な意見の発表といふこ
とに、抑圧を加えることになりますて、
公聽会開催の趣旨が失われるおそれが
あるという点を心配するのであります
。それから、今日の公聽会はもちら
ん漁業法案と、その施行法案について
の意見の公述といふことが基本になつ
ておりますが、新聞紙上その他で修正
案とかいうことが発表されれば、
この漁業法案に関連する限り、それに
言及されることは、決して公述の範囲
を逸脱したものであるとは考えており
ません。そういう点を昨日からの経過
を見ましても、何が特定の公述人に対
しまして、攻撃を集中するといふ形が
見える。これは公聽会の運営上から見
ましても、はなはだおもしろくないと

思ふ。もつと公述人の自由な意見を述
べさせるように、委員長は議事の運営
をとりはからついただきたいという
ことを強く要望いたします。

○石原委員長 委員長は十分公述人が
述べることについて、十五分間の範囲
内で述べてくれということを髣髴に宣
言してあるのであつて、利己的なこと
や、また他の政治的な意見がそこに出
るならば、本目的に反するから、是正
しなければならぬという建前でやつて
おるわけであつて、決して不公平はや
つておりますから、御了承を願いま
す。

○川村委員 先ほど菊池公述人が民自
党案云々と、新聞に書いてあると言つ
たのであります。ただいま新聞を拜
借してみたところ、民自党案といふの
は一つも書いてありません。まさに公
述人は虚偽の公述をしておるという事
実を指摘いたします。この責めを委員
会においてとつていただきたいことを
申し入れます。

○石原委員長 了承しました。

次の永井寛次君にお願いをいたしま
す。

○永井公述人 岡山県漁業協同組合連
合会の永井でございます。
まず最初に法案の第六條第三項の一
号であります。定置漁業の範囲を水
深十五メートル以上にしてあります。
これは本来瀬戸内海におきましては小
型定置が非常に多いのでござります。
将来定置漁業権といふものが協同組合
へ付与される点がむずかしいとします
。これは本來瀬戸内海におきましては小
型定置が非常に多いのでござります。
県内の情勢から見まして、この水
深を二十七メートル、大体二十尋辺ま
で持つて来ますと、共同漁業権として
協同組合へ優先的にいただけるという
う意味であります。

その次に同じく第六條第五項の二号
及び三号でございますが、これに第二
種、第三種の共同漁業権を規定してお
ります。從て瀬戸内海にありますて、
非常に漁業権が輻輳いたしまして、隣
県とのいろいろむずかしい問題が起
きております。そういうものが一応こ
こで御破算されまして、新しい漁業権
が生まれ出て来るにつきまして、私ど
もは瀬戸内海全般の漁業制度を、ぜひ
ここで新しく確立しまして、漁業生産
力を發展させたいという点から申しま
すと、海区漁業調整委員会が連合しま
して、連合海区漁業調整委員会を結成
することができるようになります。
ですが、これは同一県内において、ある
いは相当長期間にわたり実績を見なけ
れました。年中どんどん動いてい
れた事項がござります。ところがそ
ういうような制度を設けられるのでござ
りますが、一へんこういうような委
員会が開かれまして、いろいろ協定さ
れていたり見守つて行く制度ができ
ればならないような場合に、協定がで
きたからといって、連合海区漁業調整
委員会が解散いたしますと、あとそれ
を整理したり見守つて行く制度ができ
ないであります。従つて連合海区漁
業調整委員会がきめたことを、だれが
跡始末をし、見守つて行くかという制
度がないので、何か適法を設けられま
すと場所がすぐわかる。こういうよ
うなもの、第二種共同漁業権、いわゆ
る小型定置漁業権と同じようにみなし
て、ここで處理されるということは、
料の問題でございます。将来免許料、
料があるのは許可されるに伴う免許料、
の一二、二二、三号にきめられておるよ
うな費用に充てられるということは、零
細漁民にとりまして、まことに大きな
負担でございますし、また将来漁業調
整委員会をますゞ拡充強化いたしま
して、人数の足らない場合には、もつ
と人間の数をふやしてもいいのじやな
いかといふうに、私どもは漁業調整
委員会の将来については、非常に期待
を持つておるのであります。ところが
こういうような経費が、一切将来の免
許料あるいは許可料にかかるのだとい
ふた場合に、拡充強化しようといたし
ますと、当然経費の問題が出て参ります
が、そういう経費が一々われくが
なくなりた方が、免許料、許可料も
安くならないといふ考えを起しまし
まいか。こういふ点におきまして、ど
うか免許料、許可料からこういふ費用
をとらないで、別個に国費をもつてこ
の費用に充てまして、委員会をますま
す拡充強大なものにしていただけるよ
うな制度に、持つて行きたいといふこ
とを希望いたします。

それから第八十六條の第三項でござ
います。第三項にいわゆる漁民でない
者も、こういふものは選挙権、被選挙
権があるという規定がござりますが、
それに関連いたしまして、漁業協同組
合の員外理事には当然選挙権、被選挙
権があるのだという制度にしていただ
けます。

点で、水深をさらに二十七メートルま
でに延ばしていただきたいといふこと

て、ここで處理されるということは、
料の問題でございます。将来免許料、
料があるのは許可されるに伴う免許料、
の一二、二二、三号にきめられておるよ
うな費用に充てられるということは、零
細漁民にとりまして、まことに大きな
負担でございますし、また将来漁業調
整委員会をますゞ拡充強化いたしま
して、人数の足らない場合には、もつ
と人間の数をふやしてもいいのじやな
いかといふうに、私どもは漁業調整
委員会の将来については、非常に期待
を持つておるのであります。ところが
こういうような経費が、一切将来の免
許料あるいは許可料にかかるのだとい
ふた場合に、拡充強化しようといたし
ますと、当然経費の問題が出て参ります
が、そういう経費が一々われくが
なくなりた方が、免許料、許可料も
安くならないといふ考えを起しまし
まいか。こういふ点におきまして、ど
うか免許料、許可料からこういふ費用
をとらないで、別個に国費をもつてこ
の費用に充てまして、委員会をますま
す拡充強大なものにしていただけるよ
うな制度に、持つて行きたいといふこ
とを希望いたします。

それから第八十六條の第三項でござ
います。第三項にいわゆる漁民でない
者も、こういふものは選挙権、被選挙
権があるという規定がござりますが、
それに関連いたしまして、漁業協同組
合の員外理事には当然選挙権、被選挙
権があるのだという制度にしていただ
けます。

きたいと思うのであります。員外理事が、はたして将来漁村の民主化を阻害するものかどうかということは議論の別でございますが、かりにも協同組合の理算として員外から迎えた場合に、さらにこれがあるいは組合長もしくは事務理事になつた場合に、将来の漁業制度といふものと協同組合は密接不可分な関係にあるのではないか。せつかく適任者を得て、協同組合の組合長に持つて來ても、それが漁業調整委員会の選舉権も被選舉権もないといふことは、迎えた地元の漁民としては非常に大きな痛手ではないか、そういう点を考へまして、員外理事を認める以上、やはり漁業調整委員会の方の選舉権、被選舉権も与えてやつていただきたいということを希望します。

それから百九條でございます。百九條で、瀬戸内海には特別に連合海区漁業調整委員会といふ制度が認められております。ところがその百九條の第四項でございますが、海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海漁業調整委員会の委員となつたときはその職を失うといたしますが、海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海漁業調整委員会にせつから出ながら、その者が瀬戸内海の調査委員会に出たとたんに、地元の海区漁業調整委員会の委員の資格を失つてしまふ。その結果、せつからあの人たのだといふ感に打たれます。従つてこの制度を改めまして、両方できるか、あるいは海区漁業調整委員会の委員に關係なく、別個に瀬戸内海漁業調整委員会の委員を府県ごとに一人づつ

選挙できるような法律に改めていただきたい。

なお百九條に開港しまして、その二項の第一号に瀬戸内海の東部の境界線が定められております。先般と申しましてもこの十四日に、当委員会から神戸市に御出張になりまして、瀬戸内海の海区についていろいろ懇談会を開かれまして、私も出席したのでございま

すが、そのときは、海区と言ひながら、終始この問題で一日が終つたのでござります。私ども瀬戸内海の奥にあります者は、常に東の入口、西の入口の二つの出入り口の漁業については非常に关心を持つております。その地方の漁業の情勢が、たとえ同一あるいは同種の漁業状態にあるにせよ、ないにせよ、いずれにせよ東西の三つの入口の漁業状態といふものは、多くの県の漁業状態に非常に關係があるのでございま

す。従つて私どもは、どこまでも瀬戸内海漁業調整事務局の一つの問題を規定でござります。ところがこの漁業権の中から浮魚を全然除外するということにおい

て、私ども沿岸の漁師は、絶体絶命の境地に追い詰められたような状態であります。大体沖とりの漁業が盛んになります。ところがこの漁業権の中から浮魚を全然除外するということにおい

て、奥の方から、たとえば岡山県、あ

るいは香川県あたりから、特別に委員が参加いたしまして、同じようにこの特別海区の漁業調整についても発言権があるようにしていただきたいといふことを希望いたします。

それから百二十七條でございます。百二十七條には、内水面の漁業につきましては、区画漁業権以外のものは免許しないということになつております。しかしながら河川の漁業を見まし

す。しかしながら河川の漁業を見まして、やはり沿岸と同じように、増殖を条件としまして共同漁業権は確保したい。こうしていただきますと、河川の生産力の発展、また漁場の管理、保護という点に、非常に便利がはかられるといふ点につきまして、河川にも増殖を條件として共同漁業権を付与していただきたいといふように考えます。

それから施行法の十八條でございま

すが、その第七條の七の二項に、瀬戸内海漁業調整事務局の一つの問題を規定してあります。原案によりますと、

神戸に置くことになつております。

さて、この所管はどこまでも瀬戸内海漁業調整事務局の所管内に置く、そうして開

けた所管はどこまでも瀬戸内海漁業調

整事務局の所管内に置く、そうして開

けた所管はどこまでも瀬戸内海漁業調

整事務局の所管内に置く、

いので、寄り集つた数県の意見としまして、この神戸市の修正案を希望する

して、この神戸市の修正案を希望する

次第でございます。

その他、全般を通じまして今度の法

律には、いわゆる資源の培養とか、繁

殖保護という点で非常に薄いのでござ

ります。特に瀬戸内海におきましては、

従来から埋立補償の問題、あるいは悪

い。こうよくなれば、陸とのい

ます。ところがこの漁業権の中から浮

魚を全然除外するということにおい

て、私ども沿岸の漁師は、絶体絶命の

全面的に整理することによって、何か

漁師に対してよいことが生れて来るん

じやないかといふような意味合で、非

常に大きな期待をしておつたのであり

ます。しかしながら河川の漁業を見まし

す。しかしながら河川の漁業を見まして、やはり沿岸と同じように、増殖を

条件としまして共同漁業権は確保した

い。こうしていただきますと、河川の

生産力の発展、また漁場の管理、保護

という点に、非常に便利がはかられる

といふ点につきまして、河川にも増殖

を條件として共同漁業権を付与してい

ただきたいといふように考えます。

それから施行法の十八條でございま

す。従つて私どもは、どこまでも瀬戸内

海漁業調整事務局の一つの問題を規

定しております。原案によりますと、

それから施行法の十八條でございま

すが、その第七條の七の二項に、瀬戸内

海漁業調整事務局の一つの問題を規

定しております。原案によりますと、

神戸に置くことになつております。

さて、この所管はどこまでも瀬戸内海漁業

調整事務局の所管内に置く、

いので、寄り集つた数県の意見としまして、この神戸市の修正案を希望する

して、この神戸市の修正案を希望する

次第でございます。

その他、全般を通じまして今度の法

律には、いわゆる資源の培養とか、繁

殖保護という点で非常に薄いのでござ

ります。特に瀬戸内海におきましては、

従来から埋立補償の問題、あるいは悪

い。こうよくなれば、陸とのい

ます。ところがこの漁業権の中から浮

魚を全然除外するということにおい

て、私ども沿岸の漁師は、絶体絶命の

全面的に整理することによって、何か

漁師に対してよいことが生れて来るん

じやないかといふような意味合で、非

常に大きな期待をしておつたのであり

ます。ところがこの漁業権の中から浮

捕受網漁業といふものは、私は伊東から二里ほど下った富戸という所です。が、私の村の龍丸という三トンぐらゐの船が、この漁撈法を考案したのであります。この三トンの船で一夜に三十九万尾の漁獲をいたしまして、ここにさんま刺網漁業において革命的な漁撈法をこの船が思いついたのであります。どうが、現在あの厖大な沖取りが始まつて、しかも捕受網を使用してやるという現在の状態において、この龍丸といふものは村倒しである、お前があんなことを考えなければ、われくはこんなに困りはしないのだといったような形で、実はサバンで戦死された、龍丸の船主の石井八十松氏を恨んでおるよろんな状態であります。こういう状態において沿岸漁業といふものは、沖とりが盛んになれば、これはどうしても萎微して行く。従つて私どもは、こういいう状態の沿岸漁業を、今度の漁業法改正では保護してくださるのだといふうに、実は期待しておつたのであります。ところが事実はどうか。深魚をはずせば、どしづくと沿岸漁業に沖取の人たちも侵入して来る。またお互いの各漁師と漁師との紛争は、しぶきを上げて来る事になります。私どもの村にもいろいろ紛争がありまして、実は私も石を放つて闘つたこともあります。ところがその浮魚をはずすということについて、定着性云々といふことが漁業法の中にうたわれておりますが、魚がある

地点に回遊して来るということは、これは單に浮魚といふよくなひとつ物的なものではなくて、地理的な條件もあります。されども、魚が回遊して来るといふには、漁民の並々ならぬ努力があるのです。特に私どもの方では魚付林、魚礁といふようなものによつて、魚を回遊して来るようになります。いくら回遊と申しましても、そういう魚付林などに一時的にも魚を棲留せしめるような状態にして、漁獲を試みる。従つてその漁場の管理に対しましては、漁師の長い経験からいたしまして、私どもの村では非常に嚴重な制裁規定を設けて、もう保安林の一本も切つたら村はじきするといふよう規定まで設けまして、管理しておる所であります。これは沿岸漁村はおおむねそういうことでやつておるだらうと思います。従つて、こういう漁場管理に対する努力、これを全然無にする所であります。私はこの前、益谷建設大臣が伊豆の方に視察に来ましたときに、この問題を申し上げました。私どもの村に、もしこの湾内にどしき侵入して魚をとるというふうになれば、私どもは、この何百年來管理を続けて来たこの亭々たる松の木を、おのをもつて切つてしまふということを言いましたら、そんなむちやなことはしてくれるなどいつてたしなめられたわけがありますが、実はそのような状態が各地に起ると思います。私の村は有数ないか漁場でありまして、堤防の上からいかがつれます。それはやはり魚付林につくのであります。ところがその湾内に他の船が

どん／＼侵入して来る。このために紛争が絶えません。今までこの漁場は専用漁業権がありまして、ある程度これが保護されておりました。しかし漁師といふものは、現在魚をそこに見ておれば、いくら法律でなれども、張つても、なぐり合つても手を出したくなる。これは漁師として当然のことであります。しかしそこに法律の裏づけがありましては、たゞそのわざりの中に入つて來ても、これは漁師の仁義で、これ以上入つて來るなどいうようなことで、これはおのづから調整できると思います。現在私どもこれをやつております。しかし、そういう法律の裏づけがなくなれば、今に見ていろ、この漁業法が実施され、浮魚が撤廃されならば、お前らの中にどん／＼入つて行つて、とつてやるぞ、こういうことを現在公言しております。私どもは方の港へ行きますが、そういうことはつきり耳にしております。そういうような状態で、どん／＼こういうものが荒されて行く。こうやつて、いわゆる浮魚を撤廃することによって、非常に沿岸漁民といふものは、重大な危機に追い込まれるということになります。しかしそ実際こういう沿岸漁民に対して、この漁業法は何らの保護の措置を講じないにもかかわらず、沖合いの許可漁業といふものに対しても、全然触れていないという点は、非常にこれは問題であると思います。漁師の紛争といふものは、たいがいのときは入魚権の問題で血の雨が降るものであります。ところが漁業権の問題については、私どもは最も関心を持つておるものであります。この問題は最も多く取扱われ、しかも最もややこしい問題に

組合に認めさせたい、ということなら、現在の法案は、絶対的に私どもとしては、もうふうに私どもは思つたのであります。だから、そういうことならば、浮魚を除外したというだけで、全然これはだめだというふうに私は思つて、その覚悟でここへ来たわけであります。が、そのほかに、まだおそらく意見があるというならば、これはとんでもないことです、それならばこの法案を具体的に修正して出した方が、われわれのためになるというよう私、思つたのであります。しかしそれはそれだけの話といたしまして、実はその意味におきまして、私は現在の漁業法案の中に、ぜひ次の項目を入れていただきたい。それはどうしてもこの浮魚を、いわゆる今までの専用漁業権にあるものは、全部共同漁業権の中に含めてもらいたい。そして漁業調整委員会は市町村を単位に設けまして、その選出は、農地委員会と同じように、いわゆる經營者であるとか、また乗子であるとか、そういうふうに、各階層の利益を代表する者によつて構成して、漁業調整の任に当つてもらいたい。

たしとうふらに思ひますか。実は漁業権をやるものが優先順位によつて与えるといらうな金や資材がないということで困つております。ところがもしも自営をやるもんは、結構あります。そこでやれるものは結局相当資力のある企業家、そういうものの手に漁業権といらば、結局やれないものには与えないと、いうことに、逆になると思う。従つてやれるものは、結局相当資力のある企業家、そういうのには完全に移るという状態がここに生まれて来ると思う。賃貸については、きのうもいろいろ言われておりますが、したが、協同組合こそといらうなことを言われていたが、実は漁業が民主化されれば、その賃貸料がただちに漁民のために投資されるということになります。私の村などは五十軒や六十軒の村ではありますが、そこに有力な定置漁場がある。しかしその人たちがこの賃貸権を取上げられたならば、あしたにも堤防がくずれても、船底がくわれても、これをつくることができないといらうよろな、非常に大きな問題になります。従つて私は、資金、資材の裏づけのあるような時代が来るまで、どうしても賃貸権を認め、経営させてもらいたい、ということを、お願いいたしまして、私の公述を終ります。

どもが本法案審議の最も重点をおいて調査をし、御意見を聴取している点であります。これが非常に重大な点でありますので、ただいま小委員会の一案の案に対して、昨日公聽会を傍聴させた結果、その案の内容をお調べになつたといふことであります。これは私が小委員長でありますので、せひそちら際は私のところにお聞きいたゞいて、間違いのない、正確な案の内容を御聴取りいただければ、ただいま御意見のような不安な点が誤解がなかつたと思うのであります。私どもは、たゞ修正案を考えていることだけをお知らせしておき次第であります。

漁業は村の平和とか、あるいは組合全体の生活を総括して考える意味におきまして、この内水面漁業におきましても、特定のものをできるだけ対象とせずに、組合を全部として考えた、いわゆる共同漁業権といふものを設けていいただきたい。また内水面、河川におきましても、もう一点は海岸面と同様であります。が、免許料はそれぞれ県、地方の状態を考えていただきまして、その県知事の気持でこれを適当に始末をしていただきたいということであります。

要するに私どものお願いしたいところは、漁業法の第六條につきまして、内水面、河川においても共同漁業権を

見を御発表くださいました公述人各位
に対しまして、厚く感謝の意を表します。
○公聽会はこれにて一旦閉じますが、
午後二時より水産委員会を開きまして、
参考人各位の御意見を聞くことと
いたします。
なお十九日出席予定の川上定文君
が、都合によつて三重県定置漁業振興
会副会長宮崎和平君とかわり、また十
八日の水産委員会の参考人として、出
席予定の關篠市君を、同日公聽会の公
述人にそれへ変更したいと思ひます
が、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○石原委員長　御異議ないと認めまし
て、どうぞどうぞよろしくお願いします。

○清水公述人 私は農業をしております。す清水といふものであります。
私は実は海岸の方にはまったく関係のない人間であるので、この法案は海岸の方を非常に詳しく出されてあるのであります。山嶽地帯の農村といふ方から見まして、内水面の方はほどど具体的に述べていいとさうよろしく見られるのであります。私たちの方から見ると、海岸面のがざり言葉として少々内水面に対して不満というか、つけ加えていただきたいという感が多めにあるのであります。またある意味からいいますすれば、この漁業法案の中意味があります。しかし急にさうに行きませぬから内水面漁業を削除して、内水面開拓の法律だけを單行法として提出していただきたいというのがやまくであります。今後各委員の方に御努力をお願いいたしまして、その一部的と言いますか、

を、主務大臣が指定して、原則として海面と同一に取扱う。二、一般の湖沼で定置漁業権を施行しない。三、河川等で、私どもも適用されますが、区画漁業権に限り免許し、国費をもつて増殖事業を行ふ。こういうように、内水面の規定として特異なものは、その一として、原則として一定の料金を納めなくては漁業ができない。この料金は、一般漁業の免許料とか許可料に相当するものと、一般遊漁者等から徴收するものがあると思います。その二に、海区漁業調整委員会に準ずる内水面漁場管理委員会が置かれるようになると、思いますが、これは諮問機関ではなく、国営の増殖事業の經營に参画するのであると思います。河川におきましては、国費をもつて増殖事業を直営する」と、遊漁者その他に料金を徴收して開放する等、新しい感覚として指摘されるべきではないかと思つておるのであります。問題は、内水面においてもその

免許すること、法案第百二十九條の内
水面における漁業者の徴収料金は補償
金、増殖事業に要する以外に充てないこと、でき得れば増殖事業に要する費
用の削除を実施していただきたい。こ
の二点をぜひ今後協議されます過程で
おいて、お含みを願つていただきたい。
ということを強くお願ひする次第であ
ります。

まことにまともない話でありまし
たが、あらゆる各界の権威者から、い
ろいろの御高説を承つておりますの
で、これだけ私のお願いしたい点を少
く簡単にお願ひしたようなわけではな
いです。

○石原委員長 御質疑はありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 ないようあります。
以上をもちまして本日出席の公述人
の公聽会は終了いたしました。

散会に先だしまして、委員長より委
員会を代表して、長時間御熱心に御意

午後二時二十二分散会
これをもつて散会いたします。